

平成18年12月15日

70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化について

本日、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令案」が閣議決定されたことに伴い、平成19年4月1日より、70歳未満の者の入院に係る高額療養費が現物給付化されることとなりました。この改正について、各方面から多くのお問い合わせをいただいていることから、別紙のとおりその概要等をまとめましたので、お知らせいたします。

70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化

○ 平成19年4月から、70歳未満の者の一医療機関における入院に係る高額療養費を現物給付化し、窓口での支払を自己負担限度額にとどめることとする。

※ 70歳以上の者の一医療機関における入院に係る高額療養費については既に現物給付化されている。

○ このことにより、以下のような効果が期待される。

・ 患者が医療機関の窓口で多額の現金を支払う必要がなくなる。

※ 平成16年度における被用者保険に係る現金給付された高額療養費年間支給額約2,800億円

(* 但し、この額全てが現物給付化の対象ではない。)

・ 高額療養費の申請漏れが減少する。

・ 患者が医療機関の窓口で支払う額が少なくなり、未収金について一定の改善が期待される。

(例) 胃ガンの手術で10日間入院した時(医療費約100万円の場合)

